

長浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 2 8 号

長浜市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

長浜市宅地造成等規制法施行細則（平成21年長浜市規則第102号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

（定期報告）

第3条 省令第48条第1項又は省令第78条第1項に規定する報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（別記様式）により行うものとする。

（緊急措置）

第4条 工事主は、法に基づく許可の特例により許可を受けたものとみなされた工事によって災害が発生し、又は他に危害を及ぼす恐れが生じた場合は、直ちに必要な措置を取り、その結果を文書により速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定に基づく許可を受けている工事に係る手続については、なお従前の例による。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

(宛先)
長浜市長

工事主 住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 (第19条第1項
第38条第1項) の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の
定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事が施行される土地の所在地				
3	工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	報告の時点における擁壁等に関する工事 の施行状況				
9	擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10	鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了 したときの状況				
11	地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の 配置を完了した時の状況				

- 注1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。